

大阪府都市整備部の品質確保に向けた取り組みについて

大阪府都市整備部
事業管理室長 芝池利尚





大阪府都市整備部の品質確保に向けた取り組みについて

平成24年10月12日(金)

大阪府都市整備部事業管理室



入札契約関係の取組

- I 総合評価落札方式について
- II 実績申告型入札方式について
- III 低入札対策について
- IV まとめ（入札契約関係）

I 総合評価落札方式について

■導入から昨年度までの実績(土木関係)

年度	技術提案型	技術審査型
平成18年度	3件	— 件
平成19年度	13件	34件
平成20年度	9件	66件
平成21年度	12件	59件
平成22年度	2件	35件
平成23年度	7件	19件
計	46件	213件

■大阪府都市整備部（土木関係）の総合評価の内容

①適用タイプ

予定価格	適用タイプ
3.5億円以上13.5億円未満	原則として「技術審査型」とするが、技術的工夫の余地の高いものについて「技術提案型」を適用
13.5億円以上19.4億円未満	原則として「技術提案型」とするが、技術的工夫の余地の低いものについて「技術審査型」を適用
19.4億円以上（国際案件）	原則として「技術提案型」とするが、技術的工夫の余地の低いものについて総合評価方式を採用せず、「一般競争入札」を適用

②評価値の算出方法

技術評価点 = 基礎点 (100点) + 加算点

評 価 値 = 技術評価点 / 入札価格

× 100,000,000

③評価項目及び配点

	評価項目	技術提案型		技術審査型	
		国際案件以外	国際案件		
企業・ 配置技術者の 技術力・実績	「工程表」の妥当性			-10～5点	
	主要工種の現場着工日	20点	28点	5点	
	技術提案			無	
	優良工事表彰	2点	無	2点	
	工事成績点（80点以上）	1点	無	1点	
	工事成績点（70点未満）	-1点	無	-1点	
	入札参加者の施工実績	1点	1点	1点	特殊工事
	配置技術者の工事実績	1点	又は 無	1点	特殊工事
	配置技術者の継続教育 又は資格	無	無	0.5点	
企業の 信頼性、 社会性	地域貢献度	1点	無	1点	
	府内企業への下請け	1点	1点	1点	
	合計	-1～27点	30点	-11～17点	

④企業の信頼性、社会性に係る評価項目

- ・ 堅実な経営を続ける地元優良企業を評価できる項目として、平成23年度から、「企業の信頼性、社会性についての評価項目を追加。

項目	内容
地域貢献度	「工事実施箇所の土木事務所管内（府内）に建設業法上の主たる営業所」があり、「建設機械」を府内に所有している。 （ファイナンスリースは可とする）
府内への下請け	1次下請契約額に占める府内企業との下請契約額の割合が90%以上

Ⅱ 実績申告型落札方式について

総合評価落札方式における問題点

- ①技術評価点1点の重さについて、的確な説明ができるのか？
- ②優秀な工事成績点を保有している企業が圧倒的に有利となっていないか？
- ③最低制限価格制度を適用する案件にも、「品確法の主旨を取り入れられないか？



新たな方式

実績申告型入札方式の試行

■実績申告型入札方式の内容

①適用

年度	対象	実施件数
平成23年度	予定価格9千万円～1.8億円の内、約半数で試行	8件
平成24年度	予定価格9千万円～3.5億円の内、約半数で試行	10件（8月末時点）

最低制限価格制度を適用する案件に対し品確法の主旨を取り入れた入札方式として、「実績申告型入札方式」を順次試行実施中。

■実績申告型入札方式の内容

①適用

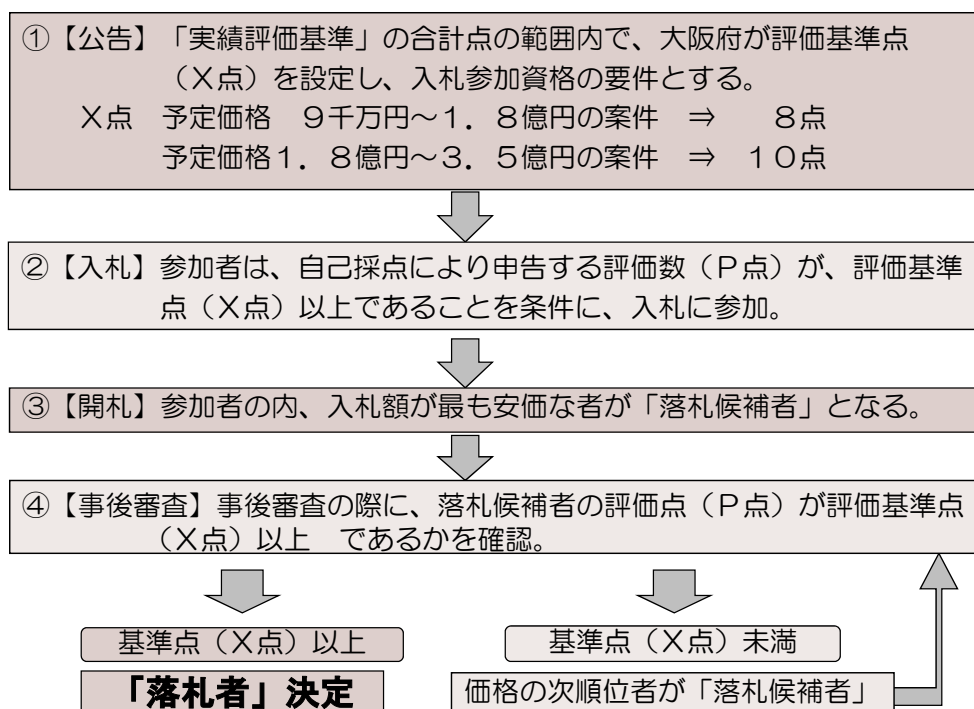
年度	対象	実施件数
平成23年度	予定価格9千万円～1.8億円の内、約半数で試行	8件
平成24年度	予定価格9千万円～3.5億円の内、約半数で試行	10件（8月末時点）

最低制限価格制度を適用する案件に対し品確法の主旨を取り入れた入札方式として、「実績申告型入札方式」を順次試行実施中。

②実績評価基準

分類	評価項目	評価内容	評価基準	点数
企業の技術力	優良工事表彰	過去5年間の優良工事表彰受賞	受賞あり	5.0
	優良な工事成績点	都過去2年間の工事成績点	80点以上	3.0
	成績点に係る減点	過去1年間の工事成績点	70点未満	-3.0
	同種工事の実績	過去10年間の同種工事の有無	同種工事の実績	3.0
配置予定技術者の技術力	保有する資格	1級国家資格等を有する技術者	資格技術者配置	3.0
	同種工事の経験	過去10年間の同種工事の有無	同種工事の実績	3.0
	継続学習取組み	CPDの過去1年間の取得単位数	推奨単位以上	2.0
企業の信頼性 社会性	地域貢献度	建設機械の所有	管内企業かつ建設機械を所有	3.0
		過去5年間で「同分野工事」又は「委託役務」単価契約の受注の実績 ※土木一式工事B2のみ適用	2回以上受注	5.0
	府内企業への下請けへの活用	大阪府内企業の下請けへの活用	1次下請契約額に占める割合が90%	3.0

③落札者決定までの手続きのイメージ



Ⅲ 低入札対策について

①低入札価格調査基準価格（最低制限価格）の算定基準の改定

H23.4～府独自モデルとして改定したが、本府の事後公表案件における事業者積算の調査結果をふまえ、工事の安全対策と建設業の持続的発展の観点からH24.4からH23国モデルに改定した。

H23府独自モデル (H23.4～H24.3)	H23国モデル (H24.4～)
直接工事費 × 100% 共通仮設費 × 100% 現場管理費 × 40% 一般管理費等 × 20%	直接工事費 × 95% 共通仮設費 × 90% 現場管理費 × 80% 一般管理費等 × 30%
○設定範囲：予定価格の70～85% ○基準価格平均値： 予定価格×82%	○設定範囲：予定価格の70～90% ○基準価格平均値： 予定価格×86%

(2) 失格基準価格の算定基準の改定

H24.4から失格基準価格の算定基準を全庁統一する。

H23算定基準		H24算定基準
都市整備部等	住宅まちづくり部等	全庁統一
①または②の大きい金額 ①予定価格の70% ②直接工事費の 85% 共通仮設費の 70% 現場管理費の 40% 一般管理費等の 20% のそれぞれの合計額		①または②の大きい金額 ①予定価格の70% ②直接工事費の85% 共通仮設費の70% 現場管理費の70% 一般管理費等の30% のそれぞれの合計額
予定価格×70%	予定価格×74%	予定価格×76~78%

(3) 低入札価格調査制度の適用範囲の見直し

土木一式工事ではB2等級以上で低入札調査制度を実施してきたが、調査基準価格未済で契約した工事において事故が多く、事業者のコスト削減の余地も少ないことから、H24.4から適用をA等級以上とした。

併せて他の工種についても、最低制限適用範囲を拡大し、低入札価格調査制度の対象範囲を見直した。

低入札価格調査制度適用範囲

~H24.3	H24.4~
予定価格が1.8億円以上の 土木一式工事・舗装工事・造園工事 鋼橋上部工事 PC橋上部工事	予定価格が3.5億円以上の 土木一式工事・舗装工事・造園工事 鋼橋上部工事・PC橋上部工事
予定価格が3.5億円以上の 建築一式工事	予定価格が6億円以上の 建築一式工事
予定価格が1億円以上の 電気工事・電気通信工事・管工事 プラント設備工事	予定価格が2億円以上の 電気工事・電気通信工事・管工事 プラント設備工事

IV まとめ（入札契約関係）

企業は受注するため、できるだけ低い価格で入札を行うが、総合評価落札方式を採用した場合、企業は高評価を得るため、必要以上に様々な技術提案を行う傾向がある。

その後現場着手時になると、実行予算が少ない中で技術提案を含んだ施工を実施する必要があり、非常に厳しい現場運用となることが危惧される。

- 低入札による「品質低下」「安全確保」「下請イジメ防止」などの弊害を取り除くため今後も対策を検討。
- 総合評価については、施工技術や現場条件の難易度などを勘案し、必要な工事に絞ることも検討。
- 品確法の主旨を鑑み、一定の技術力を外形的に評価する「実績申告型」落札方式の拡大を検討。

優れた品質を確保するための 現場での取り組み

公共工事品質確保に向けた現場 概念

公共工事は設計図書等に基づくオーダーメイドであり
品質を確保するには、

- ・発注者の適切な監督指導及び検査の体制と実施
- ・受注者の技術力及び品質に対する意識の向上

公共工事品質確保の取り組みの 重点化

- 1、監督及び検査体制の強化
- 2、施工計画書及び施工状況の確認
- 3、成績評定の活用
- 4、情報共有システムの導入

1. 監督及び検査体制の強化

1-1 監督

- ・監督職員は監督指導の強化を図るため総括監督員、主任監督員、監督員、副監督員の4人で構成
- ・監督職員の連携を深めるため職務分担を明確化（請負工事監督職員指定等事務処理要領）

1-2 検査

- 大阪府では、入札契約、検査業務を集約する契約局を設立
- ・検査は、契約局建設工事検査要領に基づき実施
 - ①3千万以上(契約局技術職員が直接検査)
 - ②3千万未満(事務所の技術職員が契約局長に指名され検査)

2. 施工計画書及び施工状況の確認

2-1 施工計画書の確認

（施工計画書は当該工事のバイブル）

- ・施工計画書の統一化

「施工計画書の作成の手引き」に基づき作成することを請負業者に義務付けし、施工計画書の統一化を図る

（平成 24 年 4 月施行）

- ・施工計画書のチェックの重点

- ①共通仕様書、特記仕様書等を順守し施工計画書が作成されているか。
- ②技術提案の内容が記載されているか。
- ③工事工程が適正に計画されているか。
- ④施工・安全体制が適正に計画されているか。

2-2 施工状況の確認

- ・ 工事施工管理点検の実施

(工事施工管理点検マニュアル平成 24 年 4 月施行)
施工計画書に基づき工事が適正に実施されているか事務所
と本庁が合同で請負業者立会いのもと施工管理点検を実施

点検内容

- ① 工程が計画通り進捗しているか又、滞っている場合の対策はどのように処置されているか。
- ② 施工方法が計画通り実施されているか。
- ③ 安全対策が計画通り実施されているか。
- ④ 施工体制が計画通り構成され、かつ実施されているか。

- ・ 事務所の施工管理点検の実施

事務所、本庁の合同点検とは別に、事務所が施工計画検討会を設け事務所全体で施工管理点検を実施

3. 成績評定の活用

請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的
(工事成績評定要領平成 17 年 4 月施行)

250 万円以上の建設工事を対象

評価者 契約局 検査員 (持点 40 / 100)

総括監督員 (持点 20 / 100)

主任監督員 (持点 40 / 100)

成績点の活用

60 点未満 大阪府入札参加停止要綱により
2 か月間大阪府発注工事の入札参加停止

64 点以下 大阪府都市整備部建設工事条件付一般競争
入札実施要領により翌年 1 年間都市整備部
発注工事の入札参加停止

70 点未満 総合評価方式等成績点減点 -1 点

80 点以上 総合評価方式等成績点加点 + 1 点

優良表彰者 総合評価方式等成績点加点 + 2 点
(都市整備部 総合評価落札方式の取り組み方針に
ついて)

4. 情報共有システムの導入

- 大阪府都市整備部が発注する業務は、情報共有システムの利用及び電子納品を義務付けております。
- 情報共有システムとは、公共事業の受発注者間での各情報の交換・共有を行うシステムであり、電子納品を行うための成果品を効率的に作成するシステムです。
- 電子納品とは、従来は紙で納品されていた調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果品（書類、図面、写真など）を、電子成果品として納品することです。

情報共有システムを利用した件数

2007年度	11件
2008年度	90件
2009年度	102件
2010年度	117件
2011年度	72件

電子納品サーバ保管件数（工事）

2007年度	21件
2008年度	86件
2009年度	96件
2010年度	145件
2011年度	93件

電子納品サーバ保管件数（委託）

2007年度	128件
2008年度	131件
2009年度	140件
2010年度	114件
2011年度	151件

大阪府情報共有・電子納品システムの対象案件の経緯

■情報共有システム対象案件（完成検査後、電子納品サーバへ保管）

※対象案件外のうち受発注者協議が整った案件については、この限りではない。

工事種別	工事	橋梁工事	設備工事	業務委託
工事業種	土木一般	上部工工事	全プラント工事	測量、設計、土質等
平成15年度	1億8千万円以上	全工事	一部試行	
平成16年度				
平成17年度				
平成18年度				
平成19年度 ～ 平成24年度	9千万円以上			

■電子納品対象案

工事種別	工事	橋梁工事	設備工事	業務委託
工事業種	土木一般	上部工工事	全プラント工事	測量、設計、土質等
平成15年度	1億8千万円以上 (9千万円以上～1億8千万円未満は 完成写真のみ対象)	全工事	全プラント工事	全業務
平成16年度				
平成17年度				
平成18年度				
平成19年度 ～ 平成24年度	9千万円以上 (9千万円未満は完成写真のみ対象)			



品質確保に向けた取り組みの 方向性

- ・当初設計の段階で品質確保を意識した工事材料及び工法等の採用
 - ・技術提案は品質確保に向けた取り組みを重視
 - ・成績評定は品質確保を重視した評価への移行
 - ・工事成果物の品質を確認するための破壊、非破壊検査を積極導入
 - ・工事施工管理現場点検の拡大
-